第九十九条第一号中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の二十九第五項」を「第四十三条の三の三十第五項」に改める。

第百条第二項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改める。

第百一条中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第百二条第一項第七号を次のように改める。

七　申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　品質保証活動の計画

ハ　品質保証活動の実施

ニ　品質保証活動の評価

ホ　品質保証活動の改善

第百二条第二項中「型式設計特定機器」の下に「の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器」を加え、「別表第三」を「同表」に改め、同条第三項中「申請をする場合は、第一項各号の書類のほか」を「申請書には」に改め、「、当該」の下に「申請に係る」を、「上欄に掲げる」の下に「型式設計特定機器の」を加え、「、同表下欄」を「同表の下欄」に、「並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る」を「及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る」に改める。

第百三条第二項中「申請をする場合」を「申請書」に改め、「、当該」の下に「申請に係る」を、「上欄に掲げる」の下に「型式設計特定機器の」を加え、「、同表下欄」を「同表の下欄」に、「並びに当該申請に係る」を「及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る」に改める。

第百四条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「申請書」を「届出書」に改める。

第百五条第一号中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の三十第五項」を「第四十三条の三の三十一第五項」に改める。

第百八条第一項中「第四十三条の三の三十一第四項」を「第四十三条の三の三十二第四項」に改める。

第百九条中「第四十三条の三の三十一第五項」を「第四十三条の三の三十二第五項」に改める。

第百十条中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に改める。

第百十一条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第百十二条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第百十三条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「前項」を「、前項」に改める。

第百十四条、第百十五条第一項及び第百十六条中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第百十七条及び第百十八条中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第百十九条中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に、「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第百二十条第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に、「前項」を「、前項」に改める。

第百二十一条第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に、「に規定する」を「の」に改め、「法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた」を削る。

第百二十九条中「第六十二条の三第一項」を「第六十二条の三」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第二号イ中「法第四十三条の三の十五第一項に規定する」を削り、同条第十三号中「燃料」を「燃料体」に改める。

第百三十条中「採らなければ」を「講じなければ」に改める。

第百三十一条第一項中「、様式第二」を「様式第二」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、「及び副本各」を削る。

別表第一の二の2の下欄の1中「、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあってはプール水冷却浄化系設備）（ポンプを除く。）」を削り、同表の二の4の中欄の4中「計測制御系統施設の」を「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）の」に改め、同表の二の4の下欄の4の(2)中「非常用の」の下に「機器への供給ラインに係る」を加え、同表の二の6の中欄の2の(1)及び下欄の4中「中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、」を削り、同表の二の8の(1)の下欄の2中「空気だめに限る」を「空気だめ又は圧縮機に限る」に改め、同表の二の8の(2)の下欄の2中「であって、次に掲げるもの（中欄に掲げるものを除く。）」を「（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

(3)　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え	3　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え

」を

に改め、同表の二の(二)の8の(2)の下欄の5中「改造のうち、二十パーセント（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの（中欄に掲げるものを除く。）」を「改造（中欄に掲げるものを除く。）のうち、二十パーセント（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの」に改め、同表の二の(二)の8の(5)の中欄の改造であって、次に掲げるものの(2)及び下欄中「及び」を「又は」に改め、同表の二の(二)の8の(6)の中欄の改造であって、次に掲げるものの(2)中「）に係る」を「）の」に改める。

各発電用原子炉施設に共通	1　発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）

を

人が常時勤務し、又は頻繁に出入する敷地内の場所における線量に関する説明書	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書

を

ナトリウム漏えいによる物理的又は化学的影響を抑制する措置に関する説明書、建物内に敷設するライニング及び圧力開放設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面	ナトリウム漏えいによる物理的又は化学的影響を抑制する措置に関する説明書、建物内に敷設するライニング及び圧力開放設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面

に改める。

別表第二中

1　発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）	1　発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）

に、

ナトリウム漏えいによる物理的又は化学的影響に関する説明書、建物内に敷設するライニング及び圧力開放設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面	ナトリウム漏えいによる物理的又は化学的影響に関する説明書、建物内に敷設する建物内に敷設する設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面

に、

品質管理の方法等に関する説明書	品質管理の方法等に関する説明書

に改める。